○農林水産省告示第七百九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法（以下「法」という。）第十五条の農林水産大臣の定める金額は、次のとおりとする。

一　組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額（農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第二項の申出により、同条第一項の規定により定められる金額に同条第二項第二号に掲げる金額を加えた金額を共済価額とする共済関係にあっては、当該共済金額から、同号に掲げる金額に当該共済関係に係る共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額。以下同じ。）の合計額が一億六千万円を超えないときは、当該共済関係ごとに、基準共済掛金率（法第百六十条第一項の基準共済掛金率をいい、法第百十七条第一項の申出に係る共済関係にあっては、当該基準共済掛金率に、規則第七十六条の農林水産大臣が定める率の法第百六十条第二項の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。以下同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

二　組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額が一億六千万円を超えるときは、これらの共済関係に係る共済金額を当該共済関係に係る共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任期間の開始する時が同じである共済関係にあっては、当該共済関係に係る基準共済掛金率の高い順）に順次加算した場合の一億六千万円までの部分の共済金額又は共済金額の部分に係る共済関係ごとに、当該共済金額又は共済金額の部分に相当する金額をそれぞれ共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百二十九条第三号及び第百三十一条第四号の規定に基づき、同令第百二十九条第三号並びに第百三十一条第四号イ及びロの規定による調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百二十九条第三号の規定による基準統計単収（第九十六条第一項第三号に規定する基準統計単収をいう。以下同じ。）の調整は、類区分（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）ごと及び統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。）ごとに、基準統計単収に、隔年結果のない共済目的の種類にあっては第一号、隔年結果のある共済目的の種類にあっては第一号及び第二号に掲げる係数を乗じて行うものとする。

一　果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号）第一項第四号の樹齢構成係数（以下「樹齢構成係数」という。）

二　当該類区分に係る果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第一項第七号の収穫量変動係数

2　規則第百三十一条第四号イの規定による統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。以下同じ。）の調整は、その年産の統計単収に樹齢構成係数を乗じてするものとする。

3　規則第百三十一条第四号ロの規定による基準統計単収の調整には、第一項の規定を準用する。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百八十四条第一項及び第百八十七条第一項の規定に基づき、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

農業経営収入保険基準収入金額等設定準則

第一　基準収入金額

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百七十九条第二項の基準収入金額（以下「基準収入金額」という。）は、同条第三項の保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額（以下「実績農業収入金額」という。）の平均額に相当する金額とする。

2　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百七十九条第二号に掲げる農業経営に関する計画に関する書類（以下「農業経営に関する計画に関する書類」という。）に基づいて算定される法第百七十九条第三項の保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」という。）が前項の平均額に相当する金額に満たない場合における基準収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該見込農業収入金額とする。

3　見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える場合において、第一号に掲げる面積が第二号に掲げる面積を超えるときにおける基準収入金額は、前二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額に第一号に掲げる面積を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

一　保険期間における保険資格者の経営面積

二　法第百七十七条第一項の規定による申込みの日（以下「申込日」という。）の属する年（法人にあっては事業年度、連結親法人にあっては連結事業年度。以下同じ。）までの五年間（農業経営を行った期間が五年間に満たないときは、その行った期間）における経営面積（農業経営を承継し又は譲り受けた場合は、当該承継又は譲渡に係る経営面積を含む。）の平均

4　前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額は、規則第百八十三条第一項の期間における各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とする。

5　保険資格者が申込日の属する年までの五年間において青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出した者（規則第百七十五条第四項の規定により、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年までの五年間となる者を含む。）である場合であって、見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超え、かつ、実績農業収入金額の平均増減率が一を超えるときにおける基準収入金額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の当該五年間の実績農業収入金額の平均増減率を三乗した率を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

6　前項の実績農業収入金額の平均増減率は、申込日の属する年までの四年間について、各年の実績農業収入金額をその前年の実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とする。

第二　実績農業収入金額

1　実績農業収入金額は、対象農産物等（法第百七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。）に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

2　前項の対象農産物等に係る販売金額は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の販売金額（法人にあっては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の甘味資源作物交付金

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項のでん粉原料用いも交付金

三　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十一条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第二十一条の集送乳調整金